

5. 土砂等搬入届出書について（事業者用）

- ・土砂等搬入届出書は2部提出（正1、副1、副は受付印を押印後に返却され届出者控えとなります。）
- ・訂正のあるものは二重線を引き訂正印（申請者印）を押印してください。
- ・土砂等発生元証明証の工事名と土壤検査結果証明証の工事名が一致しない場合はその理由を保健所担当者に説明してください。

以下の場合は受け付けられませんので注意してください。

① 土壤基準に適合しない土砂の場合

基準超過、検査項目不足等は、搬入させない。

令和元年7月1日以降は総和である1,2-ジクロロチエンを含む28項目になっている。

② 持ち込みサンプルが疑われる場合

検査工程の一部（試料採取等）を外部委託した場合で、その旨が土壤検査結果証明書に記載されていない場合。

※採取調書と土壤検査結果証明書の事業者が異なる場合は土壤検査結果証明書にその旨を記載

パターン① 「基本形」・・・検査済み土砂を直接搬入する場合

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書（又は「売渡証明書」、「譲渡証明書」）
- 3 検査試料採取調書
- 4 土壤検査結果証明書

パターン② 10m³未満の場合（多くは9m³）

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書

パターン③ 公共工事において土壤検査省略する場合

（県の技術調査課「建設土管理基準」による搬出土砂証明書添付）

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書
- 3 搬出土砂証明書（原本提出）
- 4 汚染要因に関する調査票（部長・市長が搬出土砂の理由を確認しましたというもの）
- 5 既存（過去の工事）の土壤検査結果証明書の写し
- 6 既存の検査試料採取調書の写し（提出の規定なし。無しでもOK。理由：搬出土砂証明書の印を持ってその人の責任で適切に採取されていると判断。）

※搬出土砂証明書

県の道路工事等、隣接する2つの工事において、先行工事（A工区）では土壤検査済みで、今回の工事（B工区）を行う場合に、B工区の土壤検査を省略し、発注者が証明書を出す。

- ・上記2～4は必須。（汚染要因に関する調査票がよく抜けているので注意）

パターン④ 中間処分場等経由の場合は基本1, 2を提出

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書(中間処分場等が発行したもの)搬入時の一覧表と4,5の写し
- 3 上記2によらない場合の土砂等発生元証明書(施工業者が作成)
(又は「売渡証明書(土砂の中間処分に関する契約書の写し)」、「譲渡証明書」)
- 4 中間処分場へ搬出時の検査試料採取調書の写し
- 5 中間処分場への搬入時の土壌検査結果証明書の写し
(中間処分場内で未検査の土砂が少しでも混じった場合は、パターン①により検査要。)

※ 2によらない3の場合は3, 4, 5の写しを土砂等搬入届出書申請者が原本証明してください。

・上記3について、残土処分委託契約書(原本証明)でもOK。(搬入量と発生元がわかるもの。)

パターン⑤ 中間処分場経由の場合(特定事業場からの搬出)基本は1, 2, 6, 7, 8を提出

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書(中間処分場等が発行したもの)搬入時の一覧表と4,5の写し
- 3 上記2によらない場合の土砂等発生元証明書(施工業者が作成)(又は「売渡証明書(土砂の中間処分に関する契約書の写し(原本証明))」、「譲渡証明書」)
- 4 中間処分場へ搬出時の検査試料採取調書の写し
- 5 中間処分場への搬入時の土壌検査結果証明書の写し
(中間処分場内で未検査の土砂が少しでも混じった場合は、パターン①により検査要。)
- 6 水質検査結果証明書(直近の定期検査の結果証明書)の写し
- 7 搬入土砂の土壌検査結果証明書(直近の定期検査[結果出ているもの]に係る試料採取日以降のもの)の写し
- 8 土砂等管理簿(直近の定期検査[結果出ているもの]に係る試料採取日以降のもの)の写し

※ 2によらない3の場合は3, 4, 5の写しに土砂等搬入届出書申請者が原本証明してください。6, 7, 8は原本証明の必要ありません

パターン⑥ 土砂条例の一時たい積事業場から搬入する場合

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 土砂等発生元証明書
- 3 一時たい積事業許可証の写し
- 4 一時たい積事業場へ搬入する際の検査試料採取調書の写し
- 5 一時たい積事業場へ搬入する際の土壌検査結果証明書の写し

パターン⑦ 採石法、砂利採取法等

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 売渡証明書または譲渡証明書
- 3 採石法、砂利採取法その他の法令等に基づく許認可等を証する書面

パターン⑧ 都道府県条例等によりリサイクル製品の認定を受けた製品を搬入するとき

- 1 土砂等搬入届出書
- 2 売買契約書(製品名及び売買量が確認できるものに限る)
- 3 認定証の写し
- 4 認定の基準がわかるもの(和歌山県条例に基づく認定リサイクル製品は除く)

土砂等搬入届出書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入期間以前であるか

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所・氏名・電話番号があるか
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入
したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第26
条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	土砂等発生元証明書の「採取場所の所在地」と突合
土砂等の採取場所の責任者の住所、 氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 特定事業場への搬入全体量(A) m ³ (うち今回の搬入量 今回の搬入量(B) m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日 ・搬入開始が土砂等搬入届書提出以降であるか ・土砂等発生元証明書の「工事施工期間」内になっているか
土砂等の運搬事業者の住所、 氏名及び電話番号	土砂等発生元証明書の「運搬事業者」と突合
添付書類 1 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の 責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限 る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条 第4項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項 第2号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡 したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明 する書面	

土砂等発生元証明書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入届出日以前であるか

発生元事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
責任者氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
土壤検査結果証明書等の発生事業者と一致しているか

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地	土壤検査結果証明書等の発生場所と一致しているか	
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合には、建設工事等の概要	工事名	土壤検査結果証明書等の工事名と一致しているか
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂等の発生量	設計における発生量(全体) m ³ (うち今回の搬入量特定事業場への搬入全体量(A) m ³)	
今回の証明に係る土砂等の量	今回の搬入量(B) m ³ (4,000m ³ 以内)	
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無	有・無 基本は原本を提出すること	
発生土砂等の区分	1の(1)、1の(2)、2 区分の詳細については、条件手引き第3編p63参照	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	土砂等搬入届出書の運搬事業者と一致しているか	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	土砂等搬入届出書の届出者と一致しているか	

備考

発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。

検査試料採取調書

〇〇年〇〇月〇〇日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
採取者 和歌山県AA市AA町AA番地
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
〇〇株式会社 代表取締役 和歌山 太郎
電話番号 073-〇〇〇-△△△△

別添土壤検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	土壤検査結果証明書の発行番号
検体区分	土砂等 (表土・搬入・定期・廃止・完了) 土砂等搬入届出書のため、「搬入」にマル。 浸透水 (定期・廃止・完了)
採取年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
採取日の天候	晴れ
土砂等の採取の場合にあつては、採取深度	表層・5~50cm(表土検査の場合) 50cm(搬入する土砂等の検査の場合)

表土:許可申請時に行う特定事業場の表土検査
搬入:特定事業場に搬入される土砂の検査
定期:事業着手後6ヶ月(又は3ヶ月)ごとに行う定期検査
廃止:特定事業の廃止時に行う特定事業場の表土及び浸透水の検査
完了:特定事業の完了時に行う特定事業場の表土及び浸透水の検査

備考

試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

(日本産業規格A列4番)

参考様式1(規則第11条、第16条、第22条関係)

土壤検査結果証明書(参考)

様

年 月 日

発行番号 検査試料採取書の番号と突合
 分析機関名
 代表者 印
 所在地
 電話番号
 計量証明事業所の所在地
 計量証明事業所の登録番号
 環境計量士 氏名、印鑑があるか 印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l	測定値が 基準値を 超えてい ないか確 認 (基準値 を超えて いる場合 は受付な い)		0.003	(規則別表1に記載している中で作業する記載方法を記入)
全シアン	mg/l			不検出	"
有機燐	mg/l			不検出	"
鉛	mg/l			0.01	"
六価クロム	mg/l			0.05	"
砒素	mg/l			0.01	"
総水銀	mg/l			0.0005	"
アルキル水銀	mg/l			不検出	"
PCB	mg/l			不検出	"
ジクロロメタン	mg/l			0.02	"
四塩化炭素	mg/l			0.002	"
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	mg/l			0.002	"
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	"
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	"
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	"
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	"
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	"
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	"
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	"
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	"
チウラム	mg/l		0.006	"	
シマジン	mg/l		0.003	"	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	"	
ベンゼン	mg/l		0.01	"	
セレン	mg/l		0.01	"	
ふっ素	mg/l		0.8	"	
ほう素	mg/l		1	"	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	"	
検体の性状(任意記入)		PH	形状	色	匂い

備考

採取場所:
 工事名: 土砂等発生元証明書と突合
 ↑ 試料が該当工事のものであると確認できればよい。
 (参考様式であり、無ければ計量証明業者に確認し、当該工事の土砂であることを確認)
 上記工事の施工業者:
 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。
 ↑ 証明業者以外の者が採取した場合はこの欄に記載
 (計量法施工規則44条の2)
 委託した工程(試料採取・検液作成・分析)
 委託事業者の氏名又は名称:
 委託事業者の所在地:

土砂等搬入届出書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入期間以前であるか

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所・氏名・電話番号があるか
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第26条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	土砂等発生元証明書の「採取場所の所在地」と突合
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 特定事業場への搬入全体量(A) m ³ (うち今回の搬入量今回の搬入量(B) m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日 ・搬入開始が土砂等搬入届書提出以降であるか ・土砂等発生元証明書の「工事施工期間」内になっているか
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	土砂等発生元証明書の「運搬事業者」と突合
添付書類 1 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項第2号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面	

土砂等発生元証明書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入届出日以前であるか

発生元事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
責任者氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
土壌検査結果証明書等の発生事業者と一致しているか
電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		土砂等搬入届出書突合。
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、建設工事等の概要	工事名	記入されているか。
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂等の発生量		設計における発生量(全体) m ³ (うち今回の搬入量特定事業場への搬入全体量(A) m ³)
今回の証明に係る土砂等の量		今回の搬入量(B) m ³ (4,000m ³ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		有・ 無 10m ³ 未満では省略可
発生土砂等の区分		1の(1)、1の(2)、2 区分の詳細については、条件手引き第3編p63参照
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)		土砂等搬入届出書の運搬事業者と一致しているか
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)		土砂等搬入届出書の届出者と一致しているか

備考

発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。

土砂等搬入届出書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入期間以前であるか

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所・氏名・電話番号があるか
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第26条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	土砂等発生元証明書の「採取場所の所在地」と突合
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 特定事業場への搬入全体量(A) m ³ (うち今回の搬入量 今回の搬入量(B) m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日 ・搬入開始が土砂等搬入届書提出以降であるか ・土砂等発生元証明書の「工事施工期間」内になっているか
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	土砂等発生元証明書の「運搬事業者」と突合
添付書類 1 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項第2号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面	

土砂等発生元証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

搬入届出日以前であるか

発生元事業者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 責任者氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 土壤検査結果証明書等の発生事業者と一致しているか
 電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
 なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		搬出土砂証明書の発生場所と突合
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、建設工事等の概要	工事名	搬出土砂証明書の工事名と突合
	発注者	搬出土砂証明書を発行している自治体
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日 搬出土砂証明書の工事施工期間と一致しているか
当該工事に係る土砂等の発生量		設計における発生量(全体) m ³ (うち今回の搬入量特定事業場への搬入全体量(A) m ³)
今回の証明に係る土砂等の量		今回の搬入量(B) m ³ (4,000m ³ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無 原本ではなく、写し添付の場合は「無」にマル
発生土砂等の区分		1の(1)、1の(2)、2 区分の詳細については、条件手引き第3編p63参照
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)		土砂等搬入届出書の運搬事業者と一致しているか
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)		土砂等搬入届出書の届出者と一致しているか

備考

発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。

土砂等搬入届出書

和歌山県知事 様

年 月 日
搬入期間以前であるか

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所・氏名・電話番号があるか
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第26条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	処分場所在地
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 特定事業場への搬入全体量(A) m ³ (うち今回の搬入量今回の搬入量(B) m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日 ・搬入開始が土砂等搬入届書提出以降であるか ・土砂等発生元証明書の「工事施工期間」内になっているか
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	土砂等発生元証明書の「運搬事業者」と突合
添付書類 1 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第16条第4項第2号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面	

土砂等発生元証明書

年 月 日
搬入届出日以前であるか

和歌山県知事 様

発生元事業者
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
責任者氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
中間処分場等の住所・氏名
電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地	土壌検査結果証明書等の発生場所と突合(複数の場合は一覧表添付)	
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、建設工事等の概要(中間処分場等経由の場合においても搬入元の工事概要を記載)	工事名	土壌検査結果証明書等の発生場所と突合(複数の場合は一覧表添付)
	発注者	(複数の場合は一覧表添付)
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日 (複数の場合は一覧表添付)
当該工事に係る土砂等の発生量	設計における発生量(全体) m ³ (うち今回の搬入量特定事業場への搬入全体量(A) m ³)	
今回の証明に係る土砂等の量	今回の搬入量(B) m ³ (4,000m ³ 以内)	
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 原本ではなく、写し添付の場合は「無」にマル	
発生土砂等の区分	1の(1)、1の(2)、2 区分の詳細については、条件手引き第3編p63参照	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	土砂等搬入届出書の運搬事業者と一致しているか	
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号)	土砂等搬入届出書の届出者と一致しているか	

備考

発生土砂等の区分については、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則別表第4第4項の表中土砂等の区分欄の1の(1)、1の(2)、2の区分に該当するものを○で囲むこと。

搬出土砂証明書

様

年 月 日

発注者名 印

搬出する土砂等については、下記のとおり、汚染された土砂で無いことを証明します。

土砂等の採取場所の所在地	今回の工事の土砂等採取場所	
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	土砂等発生元証明書の工事名と突合
	事業者	事業者名 住 所 今回の工事の事業者名等 電話番号
	工事施工期間	年 月 日から 年 月 日まで 土砂等発生元証明書の工事施工期間と突合
当該埋立て等区域への土砂等の搬入予定量	土砂等搬入届出書、土砂等発生元証明書の土量と突合 m ³	
今回の証明に係る土砂等の量	土砂等搬入届出書、土砂等発生元証明書と突合う m ³	
当該埋立て等区域への土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日 土砂等搬入届出書の搬入期間と突合	
証明に係る土砂等の運搬事業者名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所 : 土砂等発生元証明書の事業者等と突合 電話番号 :	

(注1) 特定事業区域へ搬出する場合の宛名は、県条例第19条により許可を受けたものとし、証明者は搬出側の発注者とする。

特定事業区域以外へ搬出する場合の宛名は、搬入側の発注者とし、証明者は搬出側の発注者とする。

(注2) 既存の土壌検査結果証明書を添付すること。

汚 染 要 因 に 関 す る 調 査 票

事業年度		区分	公・単	事業名	土砂等発生源証明書と突合
工事箇所	搬出土砂証明書に記載の工事箇所				
工期	搬出土砂証明書に記載の工期				
調査年月日	年 月 日～ 年 月 日	調査事務所名	この書類を作成した事務所(建設部等。 検査機関の名称でも受付けている。)		
No	土 地 環 境				
①	<input type="checkbox"/> 同一事業区間及び、一連の区画 において土壌検査結果がない土地	継続事業の場合 隣接した先行工事名 実施年度 ↑ (継続事業の場合) 既存の土壌検査結果証明書に記載の先行 工事と突合			
②	<input type="checkbox"/> 資料の業種の工場・事業場用地 又は過去に工場・事業場として 使用された土地				
	業務分類				
③	<input type="checkbox"/> 明らかに汚染された履歴のある土				
④	<input type="checkbox"/> 過去に薬品等により土壌改良等 の処理をした土地				
土砂の環境基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 ② 継続事業であり、隣接した先行工事での汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、環境基準に適合している。 ③ 汚染の恐れを有する為、土壌検査を実施した結果、別添土壌検査結果のとおり環境基準に適合する。				
判定					
<input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、上記土砂の環境基準の判断区分 ②により環境基準に適合している。 <input type="checkbox"/> 当該工事箇所の土砂は、環境基準に適合していない。 判定区分にチェック、番号が記載されているか					

- 上記土地環境の項目が該当する場合は■とし、上記「土地環境」欄②の「業務分類」欄には「資料」(P8参照)から選択記入。また判定欄についても該当する項目を■とする。
- 土地環境については、履歴調査等を参考とすること。
- 上記土地環境の4項目のいずれかに該当する土地は、土壌検査が必要である。
- 維持管理事業及び災害復旧事業については、本調査を省略することができるものとする。

参考様式1(規則第11条、第16条、第22条関係)

土壤検査結果証明書(参考)

様

年 月 日

発行番号 検査試料採取書の番号と突合
 分析機関名
 代表者 印
 所在地
 電話番号
 計量証明事業所の所在地
 計量証明事業所の登録番号
 環境計量士 氏名、印鑑があるか 印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l	測定値が基準値を超えていないか確認(基準値を超えている場合は受付ない)		0.003	(規則別表1に記載している中で作業する記載方法を記入)
全シアン	mg/l			不検出	"
有機燐	mg/l			不検出	"
鉛	mg/l			0.01	"
六価クロム	mg/l			0.05	"
砒素	mg/l			0.01	"
総水銀	mg/l			0.0005	"
アルキル水銀	mg/l			不検出	"
PCB	mg/l			不検出	"
ジクロロメタン	mg/l			0.02	"
四塩化炭素	mg/l			0.002	"
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002	"
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	"
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	"
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	"
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	"
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	"
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	"
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	"
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	"
チウラム	mg/l		0.006	"	
シマジン	mg/l		0.003	"	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	"	
ベンゼン	mg/l		0.01	"	
セレン	mg/l		0.01	"	
ふっ素	mg/l		0.8	"	
ほう素	mg/l		1	"	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	"	
検体の性状(任意記入)	PH		形状	色	匂い
備考	採取場所 土砂等発生元証明書と突合 工事名: 土砂等発生元証明書と突合 ↑試料が該当工事のものであると確認できればよい。 (参考様式であり、無ければ計量証明業者に確認し、当該工事の土砂であることを確認) 上記工事の施工業者: 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合、当該工程の内容、事業者の氏名及び事業所の所在地を記入。 ↑証明業者以外の者が採取した場合はこの欄に記載(計量法施工規則44条の2) 委託した工程(試料採取・検液作成・分析) 委託事業者の氏名又は名称: 委託事業者の所在地:				